

物件調査等業務特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、平成22年度の下記事業に伴う物件調査等業務委託に適用する。

| 事業名 | 路線名 | 箇所名 |
|--------|-------|------------------------------|
| 道路改良事業 | 町道小野線 | 京丹波町小野宮ノ前3-1 京丹波町小野中上1, 2 |

(業務管理)

第2条 受託者(以下「乙」という。)は、委託設計書、用地調査等標準仕様書、本特記仕様書、業務打ち合わせ書及び関係法規を遵守し、正確に履行しなければならない。

(履行期間)

第3条 本委託の履行期間は、業務着手の日から平成23年1月31日迄とする。

第2章 作業概要

(作業概要)

第4条 本作業は、補償物件の移転工法及び補償額算定のために行うものであり、業務内容及び業務委託条件は下記のとおりとする。

- (1) 建物調査及び積算
- (2) 工作物調査及び積算
- (3) 動産調査及び積算

第3章 打ち合わせ及び検査

(品質保証)

第5条 作業完了後「乙」の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正を行うものとする。

(打ち合わせ)

第6条 「乙」は作業着手時、中間、納品取りまとめ時に監督員と打ち合わせを実施し、作業の進捗に支障のないようにするものとする。また、第1回打ち合わせ及び成果品納入時には、主任技術者が立ち会うこと。

(検査)

第7条 「乙」は、作業中絶えず点検及び品質管理を行い、作業の最終段階においては、全体的な点検、検査を行うものとする。

(成果品)

第8条 提出成果品の内容は用地調査等標準仕様書によるものとする。

成果品提出部数 正副各1部